

大
館
市

農業委員会 だより

第74号
令和4年2月1日発行



農業委員
農地利用最適化推進委員
活動中!

写真上:水稲作柄調査
写真右:農地パトロール出発式



「農地利用の最適化」を一丸となつて推進



大館市農業委員会

会長 糸屋 由衛門

日頃から農業委員会活動にご理解をいただき、深く感謝申し上げます。

皆様におかれましては、今年のお正月はいかがお過ごしになりましたか。久々に帰省したご家族や友人と楽しいひと時を過ごされた方も多かったのではないかと思います。

今年の干支の「寅」の字は、草木が伸び始める状態を表すとも言われています。これにあやかって、農業分野においても新たに発展する1年になることを大切に願っております。

さて、昨年を振り返りますと、未だに終息が見通せない新型コロナウイルス感染症の影響による農畜産物の消費低迷により、各方面が多大な影響を受けております。

そして、人口減による米消費の減少や新型コロナウイルス禍

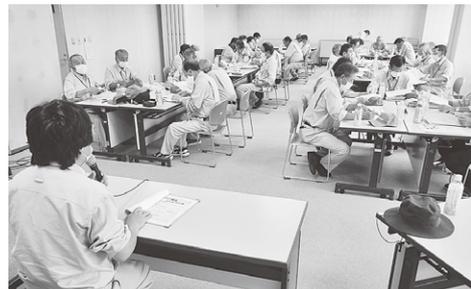
による米需要の減退による概算金の大幅な引き下げは、稲作主体の本市の農業経営に深刻な影響を及ぼすものと考えています。農家の経営意欲を減退させないためにも、何らかの支援策が求められているところであり、昨年11月に能代市で開かれた、秋田県農業委員会大会で採択された農業者の声を、関係機関に強く訴えて行きたいと考えております。

農業委員会では、「農地利用の最適化」推進のため、限られた生産基盤である農地を今後もしっかり維持し、活用して行くため、担い手への農地の集約や遊休農地の解消に農業委員、農地利用最適化推進委員共々、一層努めてまいりますので、本年も大館市農業委員会に変わらぬご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

水稲作柄調査

今年度の水稲作柄調査は昨年9月3日、委員35人が参加し、達子、長木、山瀬、板沢の市内4カ所のほ場と営農型太陽光発電の下で作付けされた、蕎麦や水稲のほ場2カ所で行われました。



調査終了後は比内総合支所で調査検討会を開催し、北秋田地域振興局からの生育状況の報告では、かなり暑い日が続き、日照は8月上旬に多く、降雨量が少ない日が続いて心配されたが、大きな影響はなかった。

また、8月の管内水稲調査の結果、穂数は昨年並み、葉数、一穂着粒数、m当たり着粒数は多く感じられ、出穂期は、平年より5日早かったとのことでした。

刈取適期は、品種や栽培方法によって異なるので、出穂の早いほ場は積算気温と籾の黄化程度に差異が見られる可能性があるがあるので、よく観察して積算気温による到達日を目安に総合的な判断が必要と説明がありました。

最後に、令和3年の作柄調査結果は、総合的に「昨年並み」と判断されました。

農業委員会大会

今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら、地域農業の声を国政へ届けるため、「秋田県農業委員会大会」が11月1日に「能代市文化会館大ホール」で開催されました。

農地利用の最適化の推進と新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案が満場一致で承認されました。これからも農業者の声を届けるとともに、農業者に寄り添った現場活動を創意工夫して実践し、本県農業の維持・発展と農村の振興に向け、総力を結集し、農業委員会が一致団結して活動にまいしんしていきます。



農地パトロールを実施

遊休農地の実態把握と違反転用の防止などを目的に昨年9月3日、比内総合支所において農地パトロール推進会議と出発式を行い、調査期間を9月3日から10月1日までとして、各地域において集中的に農地の利用状況調査を行いました。

また、調査結果については、11月11日に農地パトロール報告・検討会を開催し、遊休農地、または遊休農地の恐れがある農地と判断された農地の所有者へは「農用地利用意向調査」を実施して、意向に沿った形で農地の有効利用を推進していきたいと思っております。

近年、農業情勢が著しく変化していく中で課題を整理するとともに、今後も遊休農地の発生防止・解消対策、違反転用発生防止対策に努めていきます。



(農地パトロール報告・検討会)



(農地パトロール推進会議)

大館市賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借の賃借料水準(10a当たり)は、次のとおりです。賃借の際に参考としてください。

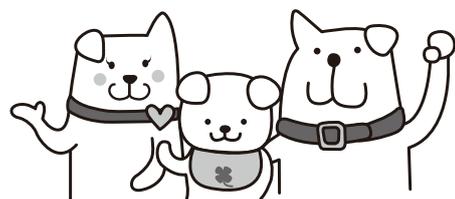
◆【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
大館地域	大館	9,950円	13,600円	5,000円	428
	釈迦内	8,683円	12,000円	3,000円	287
	長木	9,344円	13,000円	5,000円	203
	上川沿	8,871円	15,150円	6,000円	467
	下川沿	9,902円	15,150円	4,545円	144
	真中	10,244円	16,000円	5,050円	317
	二井田	10,122円	15,150円	3,535円	403
	十二所	5,912円	10,100円	4,596円	162
	花矢	6,979円	10,100円	5,000円	192
比内地域	7,648円	12,625円	2,919円	577	
田代地域	8,012円	13,000円	2,525円	514	
(参考)市全域平均	8,763円	-	-	3,694	

◆【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	6,188円	11,650円	2,500円	81

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・物納の場合、米1俵(60kg)当たり10,100円で算定しています。
- ・この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。
- ・田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数値です。
- ・「畑」には、樹園地を含みます。



手続きをお忘れなく!

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借

項目	内容
要件	・借り受ける方の耕作面積が10 a 以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手続き	<p>手続きには、次の書類等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・貸し人の印鑑証明書、実印 ・借り人の住民票抄本、認印
契約期間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項目	内容
要件	・借り受ける方は、地域の担い手（認定農業者等）であることが必要です。
手続き	・両者の署名・認印のみで手続きできます。
契約について	<ul style="list-style-type: none"> ・農地は期間満了と同時に返却されます。 ・再契約すれば継続できます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

(3) 農地中間管理機構による貸借

項目	内容
事業概要	・この事業は、農地を貸したい方から「農地中間管理機構」が農地を借り入れ、公募に応募し公表された借り手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・農地を貸したい方は、貸し付け希望農地の固定資産税明細書等をお持ちのうえ、農業委員会へご相談ください。随時受け付けています。 ・農地を借りたい方は、公募する「応募者リスト」に掲載されている必要があります。応募方法は、大館市農政課へご相談ください。
契約について	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構に10年以上貸し付け、農地中間管理機構から借り手に貸し付けます。 ・農地は期間満了と同時に返却されます。 ・再契約すれば継続できます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

こんなときは…

農地を転用したい

たとえば…

- 農地に住宅を建てたい
- 農地に工場を建設したい
- 農地を駐車場にしたい

こんな場合には、
転用許可
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に市長の許可（その面積が2haを超える場合には県知事の許可）を受けることが必要です。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に売渡し、あるいは貸し付けるなど権利の移転、設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項目	内容
要件	・ 買い受ける方の耕作面積が10a以上(新規買入分を含む。)であることが必要です。
手続き	<p>手続きには下記の書類等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・ 売渡人の印鑑証明書、実印 ・ 買受人の住民票抄本、認印

令和4年から農業者年金制度が改正されます

平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です。

1

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます

1
月から

35歳未満で認定農業者に該当しない等の要件を満たす方は、1万円から加入できます
次の①～⑤のいずれにも該当しない方が保険料引き下げの対象者です

- ① 認定農業者かつ青色申告者
 - ② 認定就農者かつ青色申告者
 - ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
 - ④ 認定農業者又は青色申告者
 - ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者
- ※上記に該当する方は国からの保険料補助での加入になるため対象外になります。

2

農業者年金受給開始時期の選択肢が広がります

4
月から

昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象です

- ・農業者老齢年金(通常加入された方)については、65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択することができるようになります。
- ・特例付加年金(政策支援加入された方)については、受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択することができるようになります。

3

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます

5
月から

現在、農業者年金に加入できるのは

- ① 農業に従事(年間60日以上)する方で
- ② 20歳以上60歳未満の
- ③ 国民年金第1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになります。

ただし、60歳以降に加入できる方は、国民年金の任意加入者に限ります。

若い農業者の皆さん!
自分の老後自分で守れますか?

🐾 農業者年金なら
お得がたくさん!



詳しくは… 農業者年金基金

検索



<https://www.nounen.go.jp>

お気軽にお問い合わせください
大館市農業委員会 ☎ 0186-43-7129

全国農業
新聞

新規購読者募集中!
お申込みは農業委員会へ 🐾

発行: 毎週金曜日・自宅直送
購読料: 月700円/年8,400円(税込)